資料２－３

令和元年○月○日

　３～５歳のお子様をお持ちの保護者の皆様へ

○○法人○○園

**幼児教育・保育無償化の開始に伴う給食費の取扱いについて**

　令和元年１０月１日から幼児教育・保育の無償化が始まることに伴い、給食費の取扱いに変更がありますので、お知らせいたします。

**１　給食費の取扱い**

　１号認定のお子様の給食費は、今までと同様、主食費（ごはん代）と副食費（おかず代等）をお支払いただきます。

　２号認定のお子様の副食費（おかず代等）について、今までは保育料の一部として、保育料と一緒にお支払いいただいていました。無償化開始後は、副食費のみを園にお支払いいただくことになります。なお、主食費は今までどおり園にお支払いただきます。（※持参の場合は、その旨を記載してください。）

　詳細は「３～５歳の保護者の皆様へ、無償化制度開始に伴う給食費の取扱いについてお知らせします。」をご覧ください。

**２　当園で徴収する主食費、副食費**

（１）主食費　月額○，○○○円（主食材料費のみ。それ以外の人件費、光熱水費等の経費を除く。）

（２）副食費　月額○，○○○円（副食材料費のみ。それ以外の人件費、光熱水費等の経費を除く。）

*※持参の場合は、その旨を記載してください。*

〇副食費の免除

年収３６０万円未満相当の世帯及び全階層の第３子（※）以降は、副食費が免除されます。

（※）年収３６０万円相当以上の世帯は、「第３子」の考え方について、兄、姉が保育園等に入所しているなどの要件があります。



　免除対象となる方へは、令和元年９月頃に「副食費免除対象者のお知らせ」が千葉市から送られてきます。

**３　金額の根拠**

（１）主食費　○○○○○○○○○○○○○

（２）副食費　○○○○○○○○○○○○○

**４　月途中の入退園の場合の給食費**

　日割（提供した日数÷その月の提供可能日数）で計算します。

**５　徴収日**

　毎月○日　※口座引き落とし又は集金

**６　長期欠席の場合など**

・長期間（１か月以上）にわたり登園しないことが分かっているときは、早めにご相談ください。配食準

　備に計画的に反映することが可能な場合は、徴収額の減額を行うことがございます。

・登園しない期間が３０日以上６０日未満の場合は、１か月分の減額、６０日以上９０日未満の場合は、

　２か月分の減額を行わせていただきます。*（各園の判断で、月単位以上の減額も可です。（例）：３５日*

*の欠席→３５日分を減額）*

・１か月未満の欠席や、お弁当を月に数日持参するような場合でも、１か月分をお支払いただきます。

・アレルギー対応食を園が提供する場合や、宗教上の理由により、他の児童と別の食事を提供する場合も

　他の児童と同様の金額をお支払いいただきます。